

## 法人税法の一部を改正する法律案委員会修正要旨

- 一 施行期日を平成二十一年六月一日から公布の日に改める。
- 二 平成二十一年六月一日以後に終了する事業年度、連結事業年度及び清算中の事業年度に係る法人税について特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度を廃止することとし、これに必要な規定の整備を行う。